第４５６回（令和７年１２月）

小野市議会(定例会)発言通告書

議会事務局

一般質問発言通告書

１　河島　信行　議員

質問項目

第１項目　物価高騰対策について

第２項目　「白雲谷温泉ゆぴか」の駐車場の外灯の増設について

要点・要旨

第１項目　物価高騰対策について　　答弁者　地域振興部参事

昨年秋ごろからの米の価格の上昇に加えて、様々な商品の値上げが相次ぎ、本年の１０月以降は電気・ガス料金の補助もなくなり、物価上昇に賃上げが追いついていない現状に、市民は大変困惑しています。この度、政府は物価高騰対策として、自治体が自由に使える「重点支援地方交付金」を拡充し、特に冬場の家計負担軽減の姿勢を強調しております。具体的な支援として、電気・ガス料金補助により一般家庭の負担を減らす模様です。

物価高騰に苦しむまさに今だからこそ、過去の実績も鑑み、新たな緊急支援策として、プレミアム商品券「おの恋らっきゃプレミアム商品券」をプレミアム率３０％で発行し、全世帯に一律５,０００円の「おこめ券」を配布することを提案しますが、市当局の考えをお伺いします。

第２項目　「白雲谷温泉ゆぴか」の駐車場の外灯の増設について

答弁者　地域振興部参事

先月の新聞記事に、「白雲谷温泉ゆぴか」と思われる温泉施設で楽しまれた記事がありました。小野市民のみならず、近隣にお住いの方も楽しみの「白雲谷温泉ゆぴか」でありますが、この「白雲谷温泉ゆぴか」がさらに繁盛すればと思います。駐車場が少し暗いため、駐車場の外灯を増設して、温泉の玄関口を明るくすればと考えますが、市当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

２　小林　千津子　議員

質問項目

第１項目　認知症対策と認知症の方への支援について

第２項目　給食費無償化について

要点・要旨

第１項目　認知症対策と認知症の方への支援について

令和６年１２月以降アルツハイマー型認知症の新薬の２種類が保険適用になり医療機関での使用が進んでいます。従来の認知症治療薬は神経細胞の伝達を調整することにより今ある症状を和らげる内服の治療薬でしたが、今回の新薬はアルツハイマー病の原因になっている物質そのものを取り除くことができる点滴治療薬です。

認知症の方の約７割がアルツハイマー型認知症と言われており、新薬を使用することで多くの方の病気の進行を遅らせることができると考えますが、注意しなければならないのは、この薬を使用できる対象者は「アルツハイマー病による軽度認知障害」と「軽度アルツハイマー型認知症」と診断された方に限定されることです。この２種類の新薬は認知症の軽い症状の期間を引き延ばす薬であり、症状が進行した後には適用はできません。

また、認知症の進行を遅らせることができても、年齢と共に進行することは避けられず、認知症の方を温かくサポートする環境を整えることも重要と考えます。そこで、次の２点についてお伺いいたします。

２　小林　千津子 議員

（１点目）「もの忘れ検診」の周知及び啓発について　　答弁者　市民福祉部参事

小野市では令和２年度から「もの忘れ検診」を実施されています。この事業は認知症の症状を自覚しない段階にある健康な高齢者が、自ら認知能力のテストをするスクリーニングや、家族が高齢者等の初期の認知機能低下に気付き、認知症の有無や程度を判定できるもので、認知症の予防や進行防止に有効な事業だと考えます。初期の認知症を見つけ、「もの忘れ検診」にまで導くのは家族や近親者だと考えます。認知症早期対応の合言葉にあるように、「また、にしない。まだ、にしない。」ためにも、検診の重要性を広める必要があると考えます。「もの忘れ検診」の周知及び啓発は、どのようにされているのかお伺いいたします。

（２点目）認知症サポーターの養成について　　答弁者　市民福祉部参事

本年６月に市民クラブ３名と公明党２名が認知症サポーター養成講座を受けました。お聞きしますと、小学校４年生を対象に平成２７年度からは、認知症キッズサポーター養成講座も実施されているとのことです。市民の多数の目で認知症の方を見守っていくためにも、さらに、講座受講生を増やし、認知症サポーター体制を充実させていくことが重要だと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

第２項目　給食費無償化について　　答弁者　教育管理部長

小学校の給食費無償化に向けた実務者協議が国会内で開かれ、公立小学校を対象とし、保護者の所得にかかわらず、２０２６年度から一律に支援する案を軸に検討に入ったと新聞報道がありました。支援の基準額は２０２３年の実態調査を踏まえ、月額４，７００円程度を基準に設定されるようです。小野市では、これまでも子どもたちの健康のためにメニューの改善に取り組まれ、安全安心な給食を提供してこられましたが、無償化に向けた当局の考えをお伺いいたします。

一般質問発言通告書

３　川名　善三　議員

質問項目

第１項目　市民後見人制度の活用促進について

第２項目　成年後見人等送付先住所変更の一括手続について

第３項目　算数障害（ディスカリキュリア）について

要点・要旨

第１項目　市民後見人制度の活用促進について

２０２５年版「高齢社会白書」によると、２０２２年の認知症の高齢者数が、４４３．２万人、軽度認知障害（ＭＣＩ）は５５８．５万人と推計されています。そして２０４０年には、認知症５８４．２万人、ＭＣＩが６１２．８万人になると予測され、さらに２０５０年には認知症５８６．６万人、ＭＣＩが６３１．２万人と両者合わせて１，２００万人を超えると予測されています。

近年の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加は社会的課題となっており、成年後見制度の需要も一層高まると見込まれています。成年後見制度は、本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みであり、その利用拡大は、地域包括ケアの推進にも不可欠な制度ですが、今後、市民が後見人として活動する「市民後見人制度」も、地域に根差した支援体制の強化に資する有効な手段と考えられることから、次の２点についてお伺いします。

（１点目）成年後見制度及び市民後見人制度の利用状況について

答弁者　市民福祉部参事

小野市における成年後見制度及び市民後見人制度の利用状況と、今後の見通しについてお伺いします。

（２点目）市民後見人制度の活用促進について　　答弁者　市民福祉部参事

市民後見人制度の活用促進に向けた市の取組状況と、今後の方針についてお伺いします。

第２項目　成年後見人等送付先住所変更の一括手続について

成年後見人や被後見人は、市税、国民健康保険、障害福祉、高齢者福祉など、多岐にわたる手続を各窓口で個別に行う必要があり、手続の煩雑さや負担が大きいとされています。こうした負担は、市民後見人の担い手確保や、活動継続にも影響を及ぼしかねず、行政側においても、これらの手続を個別に受け付けることによる事務負担は少なくありません。

そこで、市民後見人を含む利用者の負担軽減と、行政事務の効率化の双方を実現できる施策の一つとして、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を、一括して登録・変更できる仕組みを導入することが有効であると考えますが、次の２点についてお伺いします。

（１点目）成年後見人等送付先変更の一括登録制度について　答弁者　市民福祉部参事

送付先変更の一括登録制度の利点として、利用者にとっては手続負担の軽減、行政にとっては事務の効率化が見込まれますが、どのように認識されているのかお伺いします。

（２点目）導入に向けた検討状況について　　答弁者　市民福祉部参事

この制度と市民後見人制度の運用とを組み合わせることで、担い手の負担軽減と活動

継続を支え、地域における成年後見制度の基盤強化に繋がると思われますが、見解をお伺いします。

第３項目　算数障害（ディスカリキュリア）について

算数障害（ディスカリキュリア）は、数や順序の理解、計算の難しさ、数や量の推論の困難を示す学習障害の一つで、多くは算数学習が始まる低学年でその傾向が明らかになってくるとされ、その出現率は５～７％と報告されています。他の教科と比べて算数だけ極端にできない場合、この「算数障害」の可能性が考えられるとされています。

学習の必要な基礎的能力には「聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する」がありますが、算数障害は学習障害に含まれる一つで、知的発達に遅れはない状態でこれら６つのうち「計算する・推論する」に困りごとを抱えている状態を言います。具体的には①数処理、②数概念、③計算、④推論の４つの分野で、困難さを抱えていると考えられています。具体的には①数処理として、数を数えられない、②数概念として、数の順番や量が分からない、③計算として暗算や筆算ができない、④推論として、文章問題を解くのが難しいとされています。

このようなつまずきの原因として、人の脳は、複数の情報を処理する「同時処理」、個々の情報を処理する「継次処理」の２つの機能があって、算数障害では、両者の認知処理に差が出るため、計算はできても文章題を解けない、もしくはその逆のような現象を起こすとされています。

さらに、算数は、他教科に比べて正答は基本一つしかなく、合っていない場合には、自尊感情は傷つきやすくなる傾向もあり、算数に対する不安や拒否感を増長することも考えられています。

令和５年３月の第４４１回定例会の一般質問で取り上げた、発達性読み書き障害であるディスレクシアへの対応と同様に、周りの人が理解し、適切なサポートをすることで、困難さを軽減することもできるとされていることから、このような算数障害が懸念される児童・生徒への取組について、次の２点をお伺いします。

3　川名 善三 議員

（１点目）現状の把握と検査について　　答弁者　教育指導部長

算数障害の疑いのある児童・生徒を早期に発見できるよう取り組むことも必要と考えます。市の小・中学校において、算数障害の疑いのある児童生徒をどの程度把握されているのか、また、現在、学校現場では、早期発見に向けた検査等が行われているのかお伺いします。

（２点目）算数障害が疑われる児童生徒への対応について　　答弁者　教育指導部長

算数障害も学習障害の一つですが、算数障害が疑われる児童生徒へは、どのように対応されているのかお伺いします。

一般質問発言通告書

４　安達　哲郎　議員

質問項目

第１項目　小野市における鳥獣被害対策について

要点・要旨

第１項目　小野市における鳥獣被害対策について

現在、全国各地で熊の被害が多発しています。環境省の発表によると今年度は、１１月１３日時点で、全国で１３名もの方が、熊に襲われたことにより死亡しています。熊が人里まで下りてくる主な要因としては、熊の食糧不足や、気候変動による生息地の変化、少子高齢化などの社会の変化による農山村の耕作放棄地の増加などがあげられますが、近年では大規模なメガソーラーの設置による環境破壊も大きな要因の一つになっています。熊の被害は、東北地方に集中していますが、近隣地域においても、熊と思われる動物の目撃情報がありました。小野市においても、熊と思われる目撃情報が数件寄せられています。私たちの生活が脅かされないように、市としてしっかりとした対応が求められる中で、次の３点について、当局の考えをお伺いします。

（１点目）小野市における熊の目撃情報について　　答弁者　地域振興部参事

小野市安全安心メールによりますと、１１月４日に下来住町、高山町内において、熊と思われる目撃情報がありました。両件ともイノシシの可能性が高いとの判断だと認識しておりますが、小野市における熊の目撃情報にかかる現状についてお伺いします。

（２点目）緊急銃猟体制を含めた鳥獣対策について　　答弁者　地域振興部参事

鳥獣保護管理法が改正され、緊急銃猟が本年９月から可能となりましたが、実施されるための条件として、①人の生活圏への侵入・その恐れが多いこと、②緊急性があること、③銃猟以外の方法では対応が難しいこと、④銃猟による人への危害がないこと、が挙げられます。条件が整えば、緊急銃猟を行うことは可能でありますが、現在小野市においてライフル銃を使用できる方はおられるのか、また、万が一、人里に熊が出没した場合、小野市としてどのような対応をするのかお伺いします。

（３点目）有害鳥獣捕獲に対する委託料について　　答弁者　地域振興部参事

小野市では、一般社団法人兵庫県猟友会小野支部と、一般社団法人兵庫県小野狩猟倶楽部にイノシシなどの害獣の捕獲の業務委託をしており、緊急の際には、駆除にあたっていただいていると認識しております。もし仮に駆除の対象がイノシシなどではなく、熊であった場合、ハンターに対する危険度は増大します。命の危険のリスクを抱える中で出動していただく方々に対して、委託料の増額などは考えているのか、当局の見解をお伺いします。

一般質問発言通告書

５　村本　洋子　議員

質問項目

第１項目　「こども誰でも通園制度」の取組について

要点・要旨

第１項目　「こども誰でも通園制度」の取組について

国が進める「こども誰でも通園制度」は、現在試行段階ですが、令和８年度から本格実施となります。「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で、不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見のある中、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するものです。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

小野市においても０歳児から２歳児までの３５．４％（令和７年８月３１日現在）が保育園やこども園に通っていない未就園児である中、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全ての子どもたちが、「こども誰でも通園制度」を通じて健やかに成長できる環境を整えることが大切だと思います。

「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えた課題は少なくないと思いますが、次の４点についてお伺いします。

５　村本 洋子 議員

（１点目）一時預かりとの相違点について　　答弁者　市民福祉部長

従来の「一時預かり」と「こども誰でも通園制度」の違いや、併用についてお伺いします。

（２点目）今後の予定等について　　答弁者　市民福祉部長

制度実施にあたり、市内ではどこで実施されるのか、利用可能時間や広域利用、利用者負担額等具体的に想定されている内容についてお伺いします。

また、保育士不足の中、必要な人材の確保などの課題についての考えをお伺いします。

（３点目）支援の必要な子どもの受入れについて　　答弁者　市民福祉部長

この制度は、児童虐待防止や発達支援、孤立しがちな保護者などの早期支援につながると思いますが、障がいのある子どもや、要支援家庭の子ども、医療的ケア児の受入れについての考えをお伺いします。

（４点目）ＩＣＴ環境の整備について　　答弁者　市民福祉部長

空き情報の提供や予約など、ＩＣＴ機器の活用が必要だと思いますが、制度を実施する事業所へのＩＣＴ環境整備の支援について、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

６　前田　光教　議員

質問項目

第１項目　消防活動について

第２項目　小野市水道事業について

第３項目　物価高騰対策（重点支援地方交付金）について

要点・要旨

第１項目　消防活動について

令和７年度も１１月９日から１５日までの間に、火災予防の一層の普及、火災の発生防止、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として秋季火災予防運動が行われました。

消防本部組織では、火災に関することだけでなく、消防組織法に基づき、それぞれの部署において役割を認識し、日々の訓練に勤しみ、市民の安全を確保すると共に安心感を提供されていると感じています。

そこで、多岐に渡る消防活動について、次の３点をお伺いします。

（１点目）消防受信情報の関係部署との連携について　　答弁者　消防長

東京都において、１０２歳の母親を介護していた７１歳の娘が、母親を殺害した事件がありました。ある日、７１歳の娘は、ベッドから転落した母親を１人では起き上がらせることができず、１１９番に電話をしましたが、救急隊員に、「今回は向かいますが、本来の仕事ではないので、次からはかけないで」と言われ、自分１人でどうにかしないといけないと思い詰めてしまい、殺すしかないと考え、結果として母親を死に至らしめ

た悲しい事件であります。

小野市においては、情報の共有は図られているものと思いますが、本事案のような目的外であるものの、気になる１１９番通報等が入った場合、関係部署への引継ぎや照会、報告等をどのように行っておられるのかお伺いします。

（２点目）安全安心な救急出場について　　答弁者　消防長

令和６年中の救急出場件数は２，７７４件となっており、高齢化が進行するに伴い、今後も出場機会が増加することが予想されます。救急出場にあたっては、通報から１０分以内の現場到着を目指し、また、傷病者を医療機関まで安全かつ迅速に送り届ける必要がありますが、高規格救急車は普通車よりも大きく、特に狭隘道路や軒先への車付けなど高度な運転技術と集中力が必要と考えます。そこで、安全安心な救急出場に向け、どのような対策等を行っておられるのかお伺いします。

一方で、救急に対しては消防本部だけでなく、市民も自らを守るための行動が必要と感じています。例えば、家の軒先に救急車両の走行に支障をきたす物を置いていないか、どこまで救急車両が進入できるかなどの視点で自宅周辺を点検していただくためにも、市民に対して積極的な周知が必要であると思いますが、当局の考えをお伺いします。

（３点目）消防の広域連携について　　答弁者　消防長

昭和２３年に消防組織法が施行され、消防本部及び消防署の設置が進められてきました。平成３年には全国の消防本部数は９３６本部となりましたが、平成６年以降は広域化や市町村合併が進み、平成２８年４月１日には７３３本部になっています。

小野市の場合、迅速な消火活動、最短での救急体制を責務とし、そのためには、単独消防として活動することが望ましいとして、現在の体制に至ったものと認識しております。現在は、近隣市や関係機関等と消防応援協定の締結がなされており、応援体制は確立されているものの、ますますの人口減少、財源等の観点から将来を見据えると現在の協力連携だけでなく、設備等の共用も検討する必要があるのではないかと思います。例えば、３５ｍ級先端屈折式はしご車等の特殊車両や、１０年を超過した防災センター設

置の通信システム等については、近隣市と共用することも検討すべきかと思いますが、当局の考えをお伺いします。

第２項目　小野市水道事業について

小野市において、上水道の供給は昭和３８年４月から開始され、下水道は昭和５４年１月に公共下水道計画が決定し、現在に至っています。

現在、全国各地で上下水道の老朽化が進み、上下水道管の破損による道路の陥没や広範囲での冠水等の報道を目にします。神戸新聞の記事によると、小野市における上水道管の経年化率は、１１．４％（法定耐用年数４０年）で、下水道管の老朽化率は０．０％（標準耐用年数５０年）となっており、健全な上下水道事業であると確認しています。また、将来にわたり健全な水道事業を継続していくため、令和４年３月に「小野市水道ビジョン２０３１」が策定され、水道事業を取り巻く環境の変化や、今後の水道事業の課題に対応した戦略的な事業展開を図るとされています。そこで、次の２点についてお伺いします。

（１点目）漏水調査について　　答弁者　水道部長

令和６年度は９月２４日から１０月２５日までの間に、各戸のメーター・止水栓等の音聴調査が実施されました。兵庫県が主体となり、２５の水道事業者と共に令和６年度に実施された「人口衛星画像を活用した漏水調査」において、漏水の疑いが確認された範囲を本年１０月１日から１２月２６日までの間に調査をすることとなっているとお聞きしています。

総延長約３６万４，６００ｍに及ぶ送配水管の管理は、責任の重い大変な業務であります。現在点検を実施されている最中でありますが、それらの状況についてお伺いします。

（２点目）水道事業における広域化・広域連携について　　答弁者　水道部長

国土交通省では令和５年４月２５日付で総務省と共に、都道府県において策定された

「水道広域化推進プラン」に基づく広域化の当面の具体的な取組を進めるべく、都道府県に対して水道事業者等である市町村等の間の協議にあたって、調整機能の発揮を求めるとともに、更なる広域化の取組検討を要請しています。

また、市町村等へはプランを踏まえ、広域化に係る検討・アセットマネジメントに取り組むとともに、引き続き都道府県が行う検討等への協力を要請されています。

加えて、令和４年３月に発行された「小野市水道ビジョン２０３１」では、兵庫県が主催する「水道事業広域連携推進会議」を通じて近隣市との広域連携に係る検討、協議を継続する旨も記されております。

そこで、給水人口は減少傾向に、給水世帯は増加傾向にある人口減少時代において、また、資材高騰の中、建設改良等を踏まえた財源を見据え、将来に向けた広域化や連携について、現在の検討及び取組状況をお伺いします。

第３項目　物価高騰対策（重点支援地方交付金）について　　答弁者　総務部長

新聞等で報道されておりますように、国においては先月２１日に「『強い経済』を実現する総合経済対策」が閣議決定され、２０２５年度補正予算案において大型減税も含め、総額２１兆３千億円にも及ぶ財政出動の方向性が示されたところです。

内閣府においては、総合経済対策として、～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～として、３本の柱（①生活の安全保障・物価高への対応、②危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、③防衛力と外交力の強化）を掲げられています。力強い発信であるとともに、「変えよう小野　変わろう小野市」のスローガンを連想するわけでありますが、自治体における対応といたしましては、２兆円を計上する「重点支援地方交付金」の活用が想定されています。

報道等によりますと国においては、お米券や電子クーポンなど様々なメニューの活用が想定されています。小野市においては、市長の開会あいさつの中にありましたように、「おの恋らっきゃプレミアム商品券」の発行案の発信がありましたが、この交付金を活用した小野市における物価高騰対策支援についての考え方をお伺いします。

一般質問発言通告書

７　前田　昌宏　議員

質問項目

第１項目　里山の整備とスマート鳥獣被害対策の推進について

第２項目　国民健康保険加入者のがん検診受診率向上に向けて

要点・要旨

第１項目　里山の整備とスマート鳥獣被害対策の推進について

今年の夏以降、全国的に連日のように、熊の出没や被害の状況が報道されています。これら一連の熊報道を契機に、多くの人の間で、野生鳥獣による被害への見方が変化し、「地域の一部の問題」から「社会全体で取り組むべき問題」へと変わったのではないかと考えます。

当市でも野生の鳥獣による農作物や生活環境への被害が報告されており、対策が必要となっています。鳥獣被害への対策は三本の柱が基本とされています。一つには「鳥獣の侵入防止」、二つには「生息環境管理」、三つには「鳥獣の捕獲」です。本年９月の第４５５回定例会では「アライグマ等の特定外来生物の捕獲推進」について市民参画の目線で質問しました。本定例会では、上記対策の３本柱について、次の３点をお伺いします。

（１点目）鳥獣の侵入防止対策について　　答弁者　地域振興部参事

市では鳥獣の侵入防止対策として、人里や農地に隣接する山ぎわを囲むように防止柵の設置を進めています。本対策は「鳥獣侵入防止柵配布事業」として実施され、集落の

要望に基づいて侵入防止柵が配布されています。令和６年度の事業決算を見ますと、予算に対して実施金額が少なくなっていることから、集落からの設置要望が減少していることが推察されます。その一方で、河川沿いや道路沿いなど防止柵の設置が難しい場所が未整備で残り、侵入源になっていることが問題となっています。つきましては、侵入防止柵設置の現状と今後の課題について、当局の考えをお伺いします。

（２点目）バッファーゾーン（緩衝地帯）の整備について　　答弁者　地域振興部参事

鳥獣被害の根本には、野生動物と人間との距離が縮まっている点が指摘されています。かつての「里山」は見通しの良い森として維持管理され、野生動物と人間の暮らしを隔てる緩衝帯として機能していました。しかし近年、荒廃した里山は見通しが悪くなり、野生動物にとって絶好の隠れ家となっています。そこで、人と野生動物との棲み分けを図るためにバッファーゾーンの設置と、野生動物の生息地となる広葉樹林の整備を提案します。バッファーゾーンとは、山すその雑木や下草を取り払った、動物が隠れられない見通しのよい緩衝地帯のことで、防止柵との併用で効果を上げているという報告例もあります。令和元年に設立された「森林環境譲与税」について、市では里山のハイキングコースの整備や危険木の伐採に活用されていますが、さらに、２０ｍ程度木々を間引いて見通しをよくしたバッファーゾーンの設置や広葉樹林の整備に活用することについて、当局の考えをお伺いします。

（３点目）スマート鳥獣被害対策の推進について　　答弁者　地域振興部参事

狩猟者の高齢化と担い手不足が進む中、経験や勘のみに頼らない、データに基づくスマート鳥獣被害対策の研究や導入が進んできています。令和５年９月の第４４４回定例会において、当局からスマート捕獲の開発が進んでいるとの説明をいただきましたように、わな監視システムや捕獲確認アプリが開発され、見回りの省力化やデータを活用した効果的な捕獲が可能となっています。

農林水産省の令和８年度予算概算要求を見ますと、スマート鳥獣被害対策等を行うモデル地区の整備・横展開への支援が示されています。これらの補助メニューの活用を含

め、関係団体とも連携してスマート鳥獣被害対策を推進することについて、当局の考えをお伺いします。

第２項目　国民健康保険加入者のがん検診受診率向上に向けて

高齢化の進展により今では日本人の２人に１人ががんになり、３人に１人ががんで亡くなると言われています。がんの治療には早期発見が重要で、そのために定期的ながん検診が推奨されています。なかでも国民健康保険の加入者は、社会保険の被用者保険と比較して、がん検診の受診率が低くなっています。つきましては、国民健康保険加入者のがん検診受診率向上に向けて、次の２点をお伺いします。

（１点目）「ナッジ理論」の活用について　　答弁者　市民福祉部参事

検診に行かない理由は様々ですが、「面倒だ」とか「後で考えよう」となってしまう背景には人の持つ心理的バイアスがあることが行動経済学によって解明されています。この心理的バイアスに着目し、ちょっと後押しして行動変容を促すのが、ナッジ理論を利用した受診勧奨です。ナッジ理論を用いた受診率の改善について、いくつかの報告事例があります。興味深い二点について紹介しますと、一点目は、質問の見せ方によって同意率が変わることを利用して、特定健診とがん検診がセットのように見せることで、がん検診の予約を促進した事例です。二点目は、近年に大腸がん検診を受診していない方を対象に受診キットを自宅に送付し、受診を後押しすることで、受診率が向上した事例があります。小野市の地域特性に応じたナッジ理論の活用により、国民健康保険加入者のがん検診受診率の向上に取り組むことについて、当局の考えをお伺いします。

（２点目）がん検診の無料化の拡大について　　答弁者　市民福祉部参事

市では、特定の年齢時に無料クーポン券を配布してがん検診の向上を図っています。例えば、肺がん検診や大腸がん検診であれば、４０歳以上の方を対象に実施しており、５歳おきに６１歳まで計５回のクーポンが配布されます。しかし他の年齢では、肺がん

検診（胸部Ｘ線撮影）に４００円、大腸がん検診（便潜血反応検査）に５００円の費用が必要となっています。肺がんや大腸がんでは毎年の定期的な受診が推奨されています。費用面で受診のハードルを下げることは定期受診の促進につながると考えます。がん罹患率が高まるとされている５０代の方を対象に、がん検診を無料にすることについて、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

８　掘井　ひさ代　議員

質問項目

第１項目　ひきこもり支援体制の現状と課題及び今後の展開について

第２項目　誰一人取り残さない防災の実現について

第３項目　災害時市民開放井戸について

要点・要旨

第１項目　ひきこもり支援体制の現状と課題及び今後の展開について

２０２２年度の内閣府の実態調査では、１５歳から６４歳までの生産年齢人口において推計１４６万人、５０人に１人がひきこもり状態であることがわかりました。学校での人間関係がうまくいかず、不登校を経てひきこもりになるケースやコロナ禍の影響、また、退職など、「本人の要因」「家庭の要因」に加え、何らかの社会情勢や「社会的要因」から、ひきこもりは、誰もがいつからでもなりうる可能性があり、自分や家族とも無関係ではないことが改めて示されたのではないかと考えます。厚生労働省では、ひきこもり当事者やそのご家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、市区町村における相談窓口の設置や居場所づくり、当事者会・家族会の開催、住民への普及啓発などのひきこもり支援体制の構築を進めています。小野市では、本年８月に「ひきこもり支援事業キックオフ講演会」を実施されました。そこで、次の４点についてお伺いします。

（１点目）ひきこもりの個別相談について　　答弁者　市民福祉部長

小野市では２０２５年度より、奇数月の第４水曜日に公認心理士・保健師による「ひきこもり」の個別相談を実施されています。そこで、これまでの相談状況や、家族か当事者かどちらの相談が多いのか等についてお伺いします。

（２点目）市のひきこもり支援体制について　　答弁者　市民福祉部長

相談を受けた方々を社会参加につなげるためには、相談後のフォローが重要だと考えますが、小野市のフォロー体制についてお伺いします。

（３点目）中高齢者のひきこもり支援について　　答弁者　市民福祉部長

４０歳から６４歳までの中高齢者のひきこもりでは、親も高齢化しているケース、いわゆる８０５０問題が多く、本人・家族の問題として放置すれば、将来は生活困窮や介護放棄、孤立死など、より深刻な問題となり、高齢化が進む当市においても、中高齢者のひきこもり支援は、喫緊の課題だと考えます。そこで、当市では中高齢者のひきこもり支援をどのように進めていくのかお伺いします。

（４点目）家族への支援について　　答弁者　市民福祉部長

内閣府の調査では、困難な状況から改善した要因について、「家族や親戚の助け」が最多を占めました。改善には、ご家族の助けが重要で、負担が大きいことがうかがえますが、小野市では、家族への支援がどこまで行われているのかお伺いします。

第２項目　誰一人取り残さない防災の実現について

２０２５年５月２８日、私たちの暮らしと安全に深く関わる「災害対策基本法」及び「災害救助法」の改正が成立しました。この法改正は、令和６年能登半島地震における甚大な被害と、その対応の中で浮き彫りになった多くの教訓を踏まえ、「被災者に対する福祉的支援等の充実」「防災ＤＸ・備蓄の推進」などが盛り込まれています。特に、

従来の画一的な「場所（避難所）の支援」から、被災者一人ひとりの多様な状況やニーズに寄り添う「人（避難者）の支援」へ、「災害に強い自治体」から「すべての人を守る自治体」へと国の防災・減災に関する基本的な考え方が大きく変わっています。近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の激甚化や頻発化する豪雨災害等の大規模災害の発生に備え、今以上に地域住民同士が協力して助け合う「共助」、自主防災組織による地域密着の活動が非常に重要となってきます。そこで、次の３点についてお伺いします。

（１点目）在宅避難者・車中泊者支援の体制整備について　　答弁者　市民安全部長

今回の法改正では、在宅避難や車中泊など、避難所に行くことのできない被災者にも生活上必要な支援を届け、誰一人取り残さない支援が鮮明になっています。小野市においても災害時には、自宅や車中で避難する人々が一定数存在すると想定されます。そこで、在宅避難者への支援（安否確認・物資配布）は、どのような体制で行うのかお伺いします。

（２点目）要配慮者等の支援について　　答弁者　市民安全部長

小野市においては、避難が必要な方を事前に「避難行動要支援者名簿」に登録し、自治会や民生委員等の協力を得ながら要配慮者を把握し、安否確認、救助及び避難誘導を実施する体制が整っています。しかしながら、大規模災害が発生した場合、支援者である自治会長や民生委員等も被災する可能性があると考えますが、バックアップ体制は整っているのかお伺いします。また、避難行動要支援者名簿の更新方法についてお伺いします。

（３点目）自主防災組織について　　答弁者　市民安全部長

小野市では、自主防災組織の活性化推進のために、自主防災リーダー研修会を毎年開催されており、今年度は、３自治会の取組「イベントとして防災訓練を実施」「県の推進事業制度を活用した防災訓練」「ＬＩＮＥを利用した防災訓練」についての講演があ

りましたが、他の自治会の自主防災組織でも取り入れていただきたい内容でした。「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」には、地域全体での防災力の向上を図るため、その中核となる消防団の充実・強化や自主防災組織等の活性化を推進する、と盛り込まれています。自主防災組織の活性化のため、市としてどのように取り組まれているのかお伺いします。

第３項目　災害時市民開放井戸について

令和７年３月の内閣官房水循環政策本部事務局より、令和６年能登半島地震では、上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続したことに伴い、生活用水の確保が課題であると示されました。加えて、近年、災害が激甚化・頻発化しており、災害時における水源の確保は、大規模地震発生の可能性が高い地域や半島地域等、地下水活用が有用と思われる地域をはじめとする、全国の自治体に共通する喫緊の課題であり、災害用井戸や湧水の活用に向けた取組を始めようとしている自治体向けに「災害時地下水利用ガイドライン」が公表されました。小野市では、平成２５年５月より「小野市災害時市民開放井戸等登録要綱」が策定され実施されています。そこで、次の２点についてお伺いします。

（１点目）水質検査について　　答弁者　市民安全部長

今年度、小野市では登録対象井戸の水質検査が実施されましたが、結果についてお伺いします。また、今回は宅配業者の「集荷サービス」を利用して検査を実施されましたが、トラブル等はなかったのかお伺いします。

（２点目）災害時の情報提供について　　答弁者　市民安全部長

小野市災害時市民開放井戸等登録要綱には「災害時に開放井戸に関する情報提供を行うこと。」となっていますが、「おのマップ」の中にある「防災関係施設マップ」に掲示すればわかりやすいと考えますが、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

９　山本　麻貴子　議員

質問項目

第１項目　離婚後共同親権における市の対応について

第２項目　おのスキッとポイント事業の今後の運用について

要点・要旨

第１項目　　離婚後共同親権における市の対応について

令和６年に民法が改正され、令和８年４月から離婚後の共同親権が選択可能になります。これまで日本では、離婚後は父母いずれか一方のみが親権を持つ「単独親権」が原則でしたが、制度改正により、父母双方が離婚後も子の養育に責任を持つことができる「共同親権」を選ぶことができるようになります。両親が協議して合意できない場合は、家庭裁判所が親権を決定することになります。厚生労働省が発表した令和６年人口動態統計によると、離婚に至るまでの同居期間で多いのは５年未満（約３割）ということから、離婚世帯のうち未成年の子どもを持つ世帯も少なくないと想定できます。市としての離婚後の共同親権における市の対応について、次の２点をお伺いします。

（１点目）情報提供や相談対応について　　答弁者　市民福祉部長

共同親権制度の施行に向けて、離婚時の共同養育計画書作成や、離婚後の面会交流や養育費を取り決めることなどの支援が必要と考えられます。離婚届提出前の説明や資料提供、相談窓口について、どのようにされるのか、当局の考えをお伺いします。

（２点目）退園届に関する運用について　　答弁者　市民福祉部長

令和６年６月の第４４８回定例会で、「離婚前後のトラブルを防ぎ、子どもの安全を守るために、退園届について両親の署名を求めては」という質問がありました。

共同親権の施行を踏まえ、保育所・こども園等での退園届に関する運用を見直す考えがあるのかお伺いします。

第２項目　おのスキッとポイント事業の今後の運用について

令和６年７月より始まった「おのスキッとポイント」事業は、Ｓ：スポーツ、Ｋ：健診、Ｉ：イベント、Ｔ：チャリティー（ボランティア）の４つをキーワードとし、健康づくりやボランティア活動に取り組むことでポイントが貯まる仕組みとなっています。また、対象が６０歳以上から２０歳以上へと拡大されたことで、若い世代から働く世代、シニア世代まで、多様な市民の皆さまが様々なイベントに参加しやすくなる取組であり、大変意義深いものだと感じています。つきましては、おのスキッとポイント事業について、次の３点をお伺いします。

（１点目）若い世代の参画状況について　　答弁者　市民福祉部長

令和６年９月の第４４９回定例会では「若い世代のボランティア活動への参画を図ることにより社会資源の充実を図りたい」と答弁いただいています。現在の若い世代の参画状況をお伺いします。

（２点目）ボランティア活動のマッチングについて　　答弁者　市民福祉部長

市民の方から、「特定の団体に所属していないが、ボランティア活動をしてみたい」「自分が活動したい内容と、受入れ団体がうまく一致しない」といった声を聞いています。ボランティアをしたい個人と、受け入れたい団体や事業所とのマッチングについて、個人のニーズと事業所・団体のニーズをつなぐ仕組みがあれば、この制度がより活用され、市民の参画意欲の向上、地域活性化にもつながると考えます。これらの機能をスキッとポイント事業の中に組み込むことはできないか、当局の考えをお伺いします。

（３点目）ポイント付与対象事業を増やすことについて　　答弁者　市民福祉部長

おのスキッとポイントは健康づくりを軸に、様々な活動でポイントを貯める楽しみがあります。最近は公式ＬＩＮＥを通じて各種イベントのお知らせが届きます。イベントの参加者にポイントを付与することで、参加のきっかけになると思いますし、またポイント付与のお知らせをいろんなところで目にすることで、おのスキッとポイント事業への参画を促すことにもなりますが、ポイントを付与する対象事業を増やすことについて、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

１０　喜始　真吾　議員

質問項目

第１項目　図書館東地区土地区画整理事業について

第２項目　イオンとの包括・地域連携協定について

第３項目　下水道管の現状について

要点・要旨

第１項目　図書館東地区土地区画整理事業について

都市機能が集積したシビックゾーンをさらなる活力と賑わいのある都市空間に創造していくこととして、図書館東地区の土地区画整理事業は昨年度に事業化パートナーも決まり、今年度末の市街化区域編入に向けて鋭意取り組まれていると思いますが、先月１２日に開催された議員協議会において、当初の計画区域から一部を除外して実施するとの説明がありました。そこで次の２点についてお伺いします。

（１点目）計画区域の変更について　　答弁者　地域振興部長

計画区域南東の農地１区画が除外され、ほぼ長方形だったエリアの形状が変わったことにより、土地区画整理事業や商業店舗等の誘致に支障はないのかお伺いします。

（２点目）事業化パートナーとの連携について　　答弁者　地域振興部長

今回の土地区画整理事業は、組合施行ではなく、個人施行とするとのことで、事業化パートナーが施行者になると認識しておりますが、この事業に対して、市はどのように支援していくのかお伺いします。

第２項目　イオンとの包括・地域連携協定について　　答弁者　地域振興部長

イオン小野店は、昭和５７年９月にニチイ小野店として開業し、４２年間営業してこられましたが、今年１月に一時休業されました。イオンが休業された後、多くの市民から「不便になる」「跡地はどうなるのか」といった不安の声を聞き、イオンの必要性を改めて実感しておりましたが、今年９月に小野市と包括・地域連携協定を締結され、加えて、令和９年秋には「そよら小野」として再開されるということで安心したところです。ご承知の通り、イオン小野店はシビックゾーンに位置し、リニューアル後も当該エリアの核となる施設として今後のまちづくりに欠かせない施設だと思いますが、今回締結された包括・地域連携協定は、まちづくりに関してどのような内容なのか、お伺いします。

第３項目　下水道管の現状について

今年の１月に埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故を受け、施工後３０年以上が経過した下水道管などを対象とした全国調査で、国土交通省が高リスクとみて優先的に調べた箇所の半分に当たる約３００ｋｍが緊急度の高い「要対策」と判定されました。調査対象は、下水道管総延長約５０万ｋｍのうち、直径２ｍ以上で、設置から３０年以上が経過した約５，０００ｋｍとして硫化水素などで腐食しやすい場所や、過去に陥没が起きた場所などを優先的に実施し、来年２月ごろまでに調査を終えることを目指すとしています。また、兵庫県では県管理部分のうち、優先調査の対象となったのは約１６ｋｍで、このうち原則１年以内の対応が必要な「緊急度１」と判定されたのは、武庫川下流の河川敷（尼崎市）と、猪名川流域の下水処理場敷地内（伊丹市）に埋設された下水道管計約２６０ｍで、応急措置のうえ５年以内に対応が必要な「緊急度２」とされたのは１１ｋｍでした。一方で、小野市が管理する下水道管では直径２ｍ以上のものはないと聞いていますが、都会に比べて狭小な道路網に埋設された下水道管でも陥没のリスクはあると考えます。そこで次の２点について伺います。

１０　喜始 真吾 議員

（１点目）小口径管を対象とした調査について　　答弁者　水道部長

市が管理する下水道管の調査の実施状況についてお伺いします。

（２点目）調査方法について　　答弁者　水道部長

調査について、どのような方法で実施されたのかお伺いします。

一般質問発言通告書

１１　宮脇　健一　議員

質問項目

第１項目　不妊治療から妊娠に至るまでのサポートについて

第２項目　支え合いの循環構築について

第３項目　父親の関わりを育てる仕組みづくりについて

要点・要旨

第１項目　不妊治療から妊娠に至るまでのサポートについて

答弁者　市民福祉部参事

近年、体外受精をはじめとする不妊治療が保険適用となり、利用者は増加しております。しかし、保険適用回数に制限があることから、限られた回数で結果を出さなければならないという強いプレッシャーに晒される方も少なくありません。治療が長期化し妊娠に至らない方が孤立感や喪失感を抱える一方、妊娠が成立した後も「流産への不安」「治療を重ねてやっと授かったからこその緊張感」といった心理的負担を抱える事例が多く見られます。

こうした背景を踏まえ、不妊治療を経た方々を含め、妊娠前後を通じて切れ目なくサポートを行うことが極めて重要であると考えます。小野市においても、現在こどもサポートセンターで相談を受け付けておられますが、妊娠前からの心理的なサポートや、妊娠後の継続的な支援について、当局の考えをお伺いします。

第２項目　支え合いの循環構築について

少子化が深刻化する今、妊娠・出産を安心して迎えられるまちづくりは、小野市の未来の基盤を形づくる重要なテーマであると考えます。私自身、妻の妊娠期をともに過ごす中で、身体の変化だけでなく、生活のあり方や心のあり方まで大きく揺れ動く時期であることを実感いたしました。妊娠期が家族にとっての転換点であり、支え合いの基盤が形づくられていく重要な段階であると痛感しております。

小野市ではこれまで、こどもサポートセンターを中心とした相談体制や、おのっこナビの導入など、妊娠から子育てにつながる一連の支援を整備してこられました。これらの取組は市民にとって大変心強く、着実な成果を挙げていると認識しています。

そこで、以下の２点についてお伺いします。

（１点目）妊娠をきっかけとしたつながり形成と共助の循環について

答弁者　市民福祉部参事

妊娠期は不安が高まり孤立しやすい一方で、同じ悩みや経験を持つ人とのつながりが求められる時期です。しかし現状では、同じ立場の人と出会える機会が十分に確保されず、出産に向かう家庭も少なくありません。妊娠期から継続的につながれる小規模なコミュニティづくり、テーマに応じた学びの場、オンライン交流など、状況に応じて参加しやすい仕組みが求められていると考えます。さらに、妊娠期につくられたつながりが出産後も緩やかに続き、先輩ママ・パパが次の妊婦を自然に支える「共助の循環」を育むことは、地域にとって大きな資産となります。そこで、妊娠期を起点としたコミュニティの形成と、出産後まで連続する共助の循環づくりについて、当局の考えをお伺いします。

（２点目）地域理解を広げる取組について　　**答弁者　市民福祉部参事**

妊娠期の安心感は、制度の整備だけではなく、地域の中でその時期がどのように受け止められているかにも影響します。妊娠は特別扱いを求めるものではありませんが、周囲の自然な理解があるだけで、過ごしやすさは大きく変わります。

一方で、関わりたい気持ちはあっても、「どう接すればよいか迷う」という声もあり、妊婦への配慮を求めるというより、地域としての共通の理解や受け止め方がまだ十分に共有されていない面もあると感じています。こうした状況を踏まえると、妊娠期を特別視するのではなく、地域の誰もが自然に理解し合えるよう、基本的な考え方や受け止め方を分かりやすく伝えていくことが重要であると考えます。

そこで、小野市として、妊娠期に対する考え方をどのように共有・周知し、地域としてどのような理解を育てていこうとされているのか、当局の考えをお伺いします。

第３項目　父親の関わりを育てる仕組みづくりについて　　答弁者　市民福祉部参事

妊娠期は母親だけでなく、父親にとっても新たな役割を意識し始める時期です。しかし現状では、父親向けの情報が限られており、参加につながりにくい状況が見られます。情報の多くが母親向けに発信される中で、父親はどのように関わればよいのか判断が難しく、結果として主体的な関わりに結びつきにくい実情があります。

父親が妊娠期から関わることは、母親の負担軽減や家庭全体の安定につながり、育児期の関わり方にも良い影響を及ぼすとされています。しかしながら、父親が学べる機会や他の父親と交流できる場、相談できる環境が十分に整っておらず、参加につながる“入口”が限られている点が課題です。

こうした状況を踏まえ、妊娠期から父親が関わりやすくなるための機会づくりや、学び・相談の場の充実、オンラインを含めた情報提供体制の整備など、父親の関わりを育てる仕組みづくりについて、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

１２　髙坂　純子　議員

質問項目

第１項目　障がい者支援と放課後等デイサービスについて

第２項目　買い物支援について

要点・要旨

第１項目　障がい者支援と放課後等デイサービスについて

放課後等デイサービスは、障がいがあったり、発達に課題があったりする子どもを対象に、放課後や長期休暇中に生活支援や学習支援を行う福祉サービスです。２０１２年４月に児童福祉法が改正され、主に６歳から１８歳までの就学児童生徒が利用可能となっています。自治体や民間事業者が運営し、児童発達支援管理者による個別支援計画に基づいたサポートが、子ども一人ひとりに提供されます。学校や家庭学習以外のコミュニケーションの機会を与えることで、自らできることを増やし、社会性を育成することが目標です。厚生労働省が公表した「２０２３年社会福祉施設等調査」によりますと、放課後等デイサービス事業所が全国で２万か所を超えたことがわかりました。障がいを持つ子どもが安心して過ごせる放課後等デイサービスの充実こそ、障がい者支援と考えます。放課後等デイサービスの今後を含め、次の３点をお伺いします。

（１点目）放課後等デイサービスの受入れ体制について　　答弁者　市民福祉部長

小野市内には８か所の放課後等デイサービス事業所があり、利用するには市が発行する「通所支援受給者証」に基づき、月に利用できる上限日数も決められています。月に

数日なら同じ事業所も可能だと聞きますが、利用日数が多くなれば、３つの事業所を掛け持ちする家庭もあります。放課後等デイサービスを希望されるご家族のニーズと、事業所の受入れ体制について現状をお伺いします。

（２点目）放課後等デイサービスとアフタースクール、就労支援施設等の連携について

答弁者　市民福祉部長

放課後等デイサービスでは、障がいの程度に合わせた療育が将来的な自立を見据えて行われています。他市では、良質な療育を受けることで、Ｉ年生から放課後等デイサービスを利用している児童がアフタースクールへ移行、高等部から就労支援施設へ移行するなどの例も見られます。そこで、小野市では、保護者、事業所、利用計画作成者等を交え、児童生徒の療育の進捗度に応じた、アフタースクールや就労支援等との連携が行われているのかお伺いします。

（３点目）今後の放課後等デイサービスについて　　答弁者　市民福祉部長

放課後等デイサービスの事業所が増えている状況において、今後求められていくのは、適切な運用や支援の質の確保だと考えます。人材の確保については大きな課題かと思いますが、障がいのある児童生徒が地域で適切な支援が受けられるよう当局の考えをお伺いします。

第２項目　買い物支援について　　答弁者　地域振興部参事

本年Ｉ０月３０日に食品スーパー「マックスバリュ」の移動販売車が、来住地区で試験運行を始めました。２ルート２３か所ということで、私も早速見学に行かせていただきました。最初の下来住西団地では時間に合わせて来られた方が、次々と楽しそうに買い物をされていました。次の停車場所では、他町の区長さんが様子を見に来られたり、また、次の停車場所では、３０分も前から賑やかに談笑しながら販売車を待っておられるなど、地域の方の願いが叶った嬉しい日になったようです。来住地区は、全世帯を対

象にアンケートを行い、受入れを決定して、説明会などを経て移動販売が決まったとお聞きしています。買い物支援について、今後どのような展開を考えているのかお伺いします。